

中商連オートオークション規約 新旧対照表

改正後（2024. 9. 1～）	改正前（～2024. 8. 31）
第3条 オークション運営会社への適用 1. (略) 2. (略) 3. 一般 社団法人日本中古自動車販売協会連合会（以下、中販連という）、中商連および商組は、オークション運営会社がこの規約にもとづいてオークションを運営するために利用する目的に限って、オークション参加登録者の個人情報等を当該オークション運営会社に提供できるものとし、第9条1項の利用目的明示の中にそのことをあわせて記載する。	第3条 オークション運営会社への適用 1. (略) 2. (略) 3. 社団法人日本中古自動車販売協会連合会（以下、中販連という）、中商連および商組は、オークション運営会社がこの規約にもとづいてオークションを運営するために利用する目的に限って、オークション参加登録者の個人情報等を当該オークション運営会社に提供できるものとし、第9条1項の利用目的明示の中にそのことをあわせて記載する。
第23条 書類の交付 1. (略) 2. (略) 3. 落札者は、主催商組から前項の書類の交付を受けたときは、 <u>道路運送車両法の定めに基づいて落札自動車の登録名義の移転等を完了するものとする。ただし、この移転登録等の完了期日は、商組規約によってオークション開催日の翌月末まで延長することができる。</u> 4. (略)	第23条 書類の交付 1. (略) 2. (略) 3. 落札者は、主催商組から前項の書類の交付を受けたときは、 <u>その日から15日以内に、落札自動車の登録名義の移転等を完了するものとする。ただし、この移転登録等の完了期日は、商組規約によってオークション開催日の翌月末まで延長することができる。</u> 4. (略)
第27条 クレーム申立 1. (略) 2. (略) 3. クレーム申立は、第24条によ <u>る</u> 落札自動車の所有権の帰属変更の如何を問わず、 <u>出品者および落札者双方</u> を相手としてなされるものとする。	第27条 クレーム申立 1. (略) 2. (略) 3. クレーム申立は、第24条によ <u>って</u> 落札自動車の所有権 <u>がだれに帰属していても</u> 、落札者 <u>が出品者</u> を相手としてなされるものとする。
第30条 クレーム裁定の尊重 1. 削除 2. クレーム当事者は、第28条によるクレーム裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該クレーム <u>裁定</u> に関して、 訴訟提起、中商連への 異議申立をし得ないものとする。	第30条 クレーム裁定の尊重 <u>1. J Uオークションでのクレームについては、オークション参加者は、第28条に定めたクレーム裁定以前に、訴訟提起、中商連への異議申立をし得ないものとする。</u> 2. クレーム当事者は、第28条によるクレーム裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該クレーム <u>事項</u> に関して、 <u>訴訟提起、中商連への</u> 異議申立をし得ないものとする。
第34条 制裁裁定の尊重 オークション参加者は、オークション主催商組が行う制裁裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該制裁裁定に関して 訴訟提起、中商連への 異議申立をし得ないものとする。	第34条 制裁裁定の尊重 オークション参加者は、オークション主催商組が行う制裁裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該制裁裁定に関して <u>訴訟提起、中商連への</u> 異議申立をし得ないものとする。
改正記録(規約) <u>令和6年6月6日改正、令和6年9月1日実施</u>	

中商連オートオークション運営規程 新旧対照表

改正後（2024. 9. 1～）	改正前（～2024. 8. 31）
第16条 登録名義の変更 1. 落札者は、落札自動車について登録名義の変更<u>または抹消登録</u>がされたときは、<u>オークション開催日の翌月末までに、車検証の写等名義変更を明らかにする書類</u>を主催商組に送付する。 2. (略)	第16条 登録名義の変更 1. 落札者は、落札自動車について登録名義の変更<u>等</u>がされたときは、<u>すみやかにその登録証の写</u>を主催商組に送付する。 2. (略)
第22条 クレームに対する裁定 1. 第21条のクレーム申立を受けた主催商組は、<u>クレーム事由が事実であった事が判明した場合、クレームは理由あるものとして、出品者に</u>規約第28条2項に定める処置を命じる裁定を下し、<u>出品者および</u>落札者は主催商組の裁定に従うものとする。 2. (略) <u>3. 削除</u>	第22条 クレームに対する裁定 1. 第21条のクレーム申立を受けた主催商組は、<u>クレーム事由が事実であった事が判明した場合、クレームは理由あるものとして、出品者に</u>規約第28条2項に定める処置を命じる裁定を下し、落札者は主催商組の裁定に従うものとする。 2. (略) <u>3. 主催商組は、走行メーターの改ざんを理由とする落札者からのクレーム申立があり、改ざんの事実があると判定したときは、申立期間を経過して申立が受領しない場合、もしくはクレーム申立を却下する場合でも、改ざん者の特定ならびにその者に対する損害賠償の請求について、落札者に協力するものとする。</u>
<u>改正記録(運営規程)</u> 令和6年4月10日改正、令和6年9月1日実施	

中商連オートオークション統一ルール(クレーム・ペナルティーに関する統一ルール) 新旧対照表

改正後 (2024. 9. 1～)	改正前 (～2024. 8. 31)
第2章 出品 3.走行距離記入における注意点 ①～④(略) ⑤セットアップ交換車 ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。 <u>ただしセットアップメーター交換を証明する書類を提出する必要があります。</u>	第2章 出品 3.走行距離記入における注意点 ①～④(略) ⑤セットアップ交換車 ディーラーによるセットアップ交換車両は実走行とみなし、走行距離記入欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。
別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定 34.エアバッグ不良・欠品 (クレーム裁定欄) 部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。 <u>ただし、使用済み欠品の場合は、低価格車も含めクレーム受付期間はAA当日含む10日とする。</u> 故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。	別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定 34.エアバッグ不良 (クレーム裁定欄) 部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。 故意の隠蔽等、悪質であると主催商組が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。
別表Ⅳ ペナルティー裁定基準 ⑦オークション開催日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更等通知期限までに移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等)を主催商組に提出しない場合 名変通知期限より 1～7日遅延 : ペナルティー1万円 8～14日遅延 : ペナルティー2万円 15～21日遅延 : ペナルティー3万円 以降、上記計算方法により1万円を加算	別表Ⅳ ペナルティー裁定基準 ⑦オークション開催日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更期限までに移転登録または抹消登録しない場合 名義変更期限より 1～7日遅延 : ペナルティー1万円 8～14日遅延 : ペナルティー2万円 15～21日遅延 : ペナルティー3万円 以降、上記計算方法により1万円を加算
削除	別表Ⅳ ペナルティー裁定基準 <u>⑧オークション開催日の翌々月5日までに移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等)を主催商組に提出しない場合</u> <u>ペナルティー1万円</u>
改正記録 <u>令和6年4月10日改正、令和6年9月1日実施</u>	